

3 福島県立福島南高等学校同窓会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は福島県立福島南高等学校同窓会と称し、事務局を福島南高校内におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は会員相互の連絡と親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 会報・会員名簿の発行
- (3) 母校の後援
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

第 3 章 会 員

第 4 条 本会は下記のとおりとする。

- (1) 正会員
 - ① 本校卒業生
 - ② 本校の転退学者で総会で認めたもの
- (2) 特別会員
 - ① 旧教職員

第 4 章 役 員

第 5 条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名	副会長	2 名	会計監査	2 名
会 計	2 名	常任幹事	若干名	幹 事	各期各クラス 2 名
支部長		顧 問			

第 6 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
- (3) 会計監査は会計を監査する。
- (4) 会計は本会の会計を司る。
- (5) 常任幹事は本会の企画・運営ならびに事業計画の立案にあたる。
- (6) 幹事は同期生の会務連絡に関する事務を行い、常任幹事会の事業計画について審議し、その執行にあたる。
- (7) 支部長は支部の一切の事務を統括する。
- (8) 顧問は会長の諮問に応ずる。

第 7 条 役員は次の方法によって選出し、その任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- (1) 会長・副会長および会計監査は総会において選出する。
- (2) 幹事は卒業年次毎に各クラスから 2 名を互選し、会長が委嘱する。
- (3) 会計・常任幹事は幹事の中から会長が委嘱する。
- (4) 顧問は会長が委嘱する。

第 5 章 総 会

第 8 条 総会は年 1 回開き、役員改選・会則の変更・会計の承認・支部設立・その他重要事項を審議する。

- 2 会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。

第 9 条 総会は会長が招集する。

第 6 章 常任幹事会および幹事会

第 10 条 本会に常任幹事会を設け、幹事長 1 名・副幹事長 2 名を常任幹事の互選により選出する。

2 幹事長・副幹事長は会運営の事務を統括する。

第 11 条 常任幹事会は、会長・副会長・会計・幹事長・副幹事長・常任幹事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

第 12 条 常任幹事会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の企画・運営ならびに庶務
- (2) 総会の運営
- (3) 事業計画の立案
- (4) その他必要事項の処理

第 13 条 幹事会は、会長・副会長・会計・常任幹事・幹事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

任務は次のとおりとする。

- (1) 常任幹事会において立案された事業計画について審議し、その執行にあたる。
- (2) 同期生に関する会務連絡を行う。
- (3) その他必要事項を処理する。

第 7 章 支 部

第 14 条 総会の承認を得て、必要な地区に支部を設立することができる。

2 支部の会則は、本会に準じて定める。

第 8 章 会 計

第 15 条 本会の経費は、入会金・終身会費・寄付金をもってこれにあてる。

第 16 条 会員は入会に際し、入会金 4,000 円、終身会費 5,000 円を納入する。

第 17 条 本会の会計年度は、4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 18 条 本会に次の帳簿を備える。

1. 会 則
2. 会員名簿
3. 役員名簿
4. 会計簿
5. 記録簿
6. その他必要と認める帳簿

第 9 章 会則改正

第 19 条 本会則を改正する場合は、総会の議決による。

第 10 章 補 則

第 20 条 会長は、会務を処理するため、常任幹事会にはかり、必要な事項に関して細則を定めすることができる。

附 則

本会則は、平成 4 年 8 月 8 日より施行する。

平成 17 年 8 月 13 日 一部改正
平成 18 年 8 月 12 日 一部改正
平成 30 年 12 月 6 日 一部改正